

2024年能登半島地震の影響により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの地震により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2024年能登半島地震の影響により、2024年1月1日に「災害救助法」が適用された市町およびその隣接地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に電気料金等の特別措置を講ずることとしております。

電気料金等の特別措置の内容は以下のとおりとなっておりますので、申込方法等の詳細につきましては、ご連絡先へお申し出くださいますようお願いいたします。

【2024年1月1日付「災害救助法適用市町」および「隣接地域」】

災 害 救 助 法 適 用 市 町	
新潟県	新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，加茂市，見附市，燕市，糸魚川市，妙高市，五泉市，上越市，南魚沼市，三島郡出雲崎町
隣 接 地 域	
新潟県	新発田市，小千谷市，十日町市，阿賀野市，魚沼市，北蒲原郡聖籠町，西蒲原郡弥彦村，南蒲原郡田上町，東蒲原郡阿賀町，南魚沼郡湯沢町，刈羽郡刈羽村
福島県	南会津郡只見町

【電気料金等の特別措置内容】

1. 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客さまの2023年12月分(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る)、2024年1月分、2月分および3月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金(不適用料金)は申し受けません。

3. 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年7月末日まで申し受けません。

【ご連絡先】

■東北電力 カスタマーセンター

フリーダイヤル 0120-066-774

(受付時間) 月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時まで
12/29～1/3は年末年始のため休業いたします。